

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
○長崎県獣医修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	畜 産 課
◎ 告 示	
・指定公金事務取扱者の指定（2件）	税 務 課
・都市計画事業の事業計画の変更認可	水 環 境 対 策 課
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
・長崎県資源管理方針の変更	漁 業 振 興 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・漁業災害補償法に基づく加入区の設定の一部改正（3件）	//
○長崎県水産業振興資金貸付要綱の一部改正	//
・家畜伝染病予防法に基づく検査命令	畜 産 課
・家畜伝染病予防法に基づく接種命令	//
・保安林の指定の解除の予定	林 政 課
・公示送達	//
○工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等の一部改正	監 理 課
・まちづくり景観資産の登録	都 市 政 策 課
・まちづくり景観資産の登録内容の変更	//
・道路の供用開始	道 路 維 持 課
・指定公金事務取扱者の指定	会 計 課
○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正	教 育 政 策 課
・指定公金事務取扱者の指定	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・肥料登録の失効	農 業 イ ノ ベーション 推 進 室
・特定農業用ため池の指定	農 村 整 備 課
・特定農業用ため池の指定解除	//
・一般競争入札の参加者の資格等（2件）	監 理 課
・開発行為に関する工事完了	建 築 課
◎ 議 会 告 示	
○長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正	議 会 事 務 局
◎ 教 育 委 員 会 規 則	
○長崎県教育職員免許状再授与審査会規則	働 き が い 推 進 室
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	高 校 教 育 課

◎ 公安委員会告示

- ・ 令和4年長崎県公安委員会告示第47号（乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について）及び令和6年長崎県公安委員会告示第9号（乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について）の廃止 交通規制課
- ・ 乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について //

◎ 長崎県病院企業団条例

- ・ 長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 長崎県病院企業団
- ・ 長崎県病院企業団職員人材育成研修費貸与条例 //

◎ 長崎県病院企業団規程

- ・ 長崎県病院企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程 長崎県病院企業団
- ・ 長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程 //

**規 則**

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

**長崎県規則第21号**

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する権限委任規則（昭和26年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。 (1)～(144)の4 略 （水質汚濁防止法関係） (145) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条及び第6条の規定による <u>特定施設等の設置等の届出の受理</u> に関すること。 (146) 水質汚濁防止法第7条の規定による <u>特定施設等の構造等の変更の届出の受理</u> に関すること。 (147)～(149) 略 <u>(149)の2 水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項までの規定による事故時の届出の受理に関すること。</u> (150) 略 <u>（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係）</u> <u>(150)の2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第3条第3項の規定による公害防止統括者の選任等の届出の受理に関すること（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に関するものを除く。）。</u> <u>(150)の3 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項の規定による公害防止管理者の選任等の届出の受理に関すること（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に関するものを除</u>	第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。 (1)～(144)の4 略 （水質汚濁防止法関係） (145) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条及び第6条の規定による <u>特定施設の設置等の届出の受理</u> に関すること。 (146) 水質汚濁防止法第7条の規定による <u>特定施設の構造等の変更等の届出の受理</u> に関すること。 (147)～(149) 略  (150) 略

<p>く。)</p> <p>(150)の4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項の規定による公害防止主任管理者の選任等の届出の受理に関すること（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に関するものを除く。)</p> <p>(150)の5 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第6条第2項の規定による公害防止管理者等の代理者の選任等の届出の受理に関すること（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に関するものを除く。)</p> <p>(150)の6 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第6条の2第2項の規定による特定事業者の地位の承継の届出の受理に関すること（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に関するものを除く。)</p> <p>(150)の7 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査に関すること（その影響が各県立保健所の管轄区域内のみに係る比較的処理の容易なものに限り、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に関するものを除く。)</p> <p>(151)～(176) 略</p>	<p>(151)～(176) 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県獣医修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第22号

長崎県獣医修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県獣医修学資金貸与条例施行規則（平成22年長崎県規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

本籍地	
性 別	

を

本籍地	
-----	--

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式のうち、この規則による改正後の規則（以下「新規則」という。）に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

告 示

長崎県告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、5に掲げる公金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日  
令和7年3月19日
- 2 受託者の所在地及び名称
  - (1) 長崎県長崎市銅座町1番11号  
株式会社十八親和銀行
  - (2) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
地銀ネットワークサービス株式会社
  - (3) 東京都港区港南一丁目8番27号  
株式会社しんきん情報サービス
  - (4) 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地  
株式会社セイコーマート
  - (5) 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
  - (6) 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
株式会社ファミリーマート
  - (7) 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1  
株式会社ポプラ
  - (8) 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
ミニストップ株式会社
  - (9) 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号  
山崎製パン株式会社
  - (10) 東京都品川区大崎一丁目11番2号  
株式会社ローソン
- 3 委託事務  
5に掲げる公金の収納事務
- 4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 公金の種類
  - (1) 県税
  - (2) 手数料
  - (3) 使用料
  - (4) 放置違反金
  - (5) 児童保護費保護者負担金
  - (6) 母子父子寡婦福祉資金貸付償還金
  - (7) 児童扶養手当過払返納金

**長崎県告示第195号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務（寄附金の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日  
令和7年3月14日
- 2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称
  - (1) 東京都中央区京橋2丁目2番1号  
株式会社さとふる
  - (2) 大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目1番25号  
株式会社JTB ふるさと開発事業部
- 3 委託事務

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号の規定に該当する「ふるさと長崎応援寄附金」の収納事務

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第196号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 施行者の名称

諫早市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和45年長崎県告示第668号

長崎都市計画下水道事業 諫早市公共下水道

3 施行期間

自 昭和45年10月6日 至 令和12年3月31日

4 事業地

収用の部分 昭和45年長崎県告示第668号、昭和57年長崎県告示第593号、昭和61年長崎県告示第1007号、平成元年長崎県告示第1018号、平成2年長崎県告示第641号、平成3年長崎県告示第370号、平成7年長崎県告示第280号、平成9年長崎県告示第1042号、平成10年長崎県告示第1208号、平成14年長崎県告示第694号、平成16年長崎県告示第169号、平成20年長崎県告示第768号、平成21年長崎県告示第286号、平成23年長崎県告示第335号、平成28年長崎県告示第281号、令和2年長崎県告示第269号及び令和5年長崎県告示第223号の事業地のうち川床町、長野町において事業地を変更する。

使用の部分 なし

**長崎県告示第197号**

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前						
別表（第2条関係） 企業振興課関係						別表（第2条関係） 企業振興課関係						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		
1～6 略						1～6 略						
						7	長崎県農工商連携ファンド支援事業費補助金	長崎県農工商連携ファンド事業の円滑な推進を図る。	長崎県農工商連携ファンド事業に要する経費	10分の10以内	長崎県商工会連合会	
						8	長崎県陶磁器産業活性化推	国指定の伝統的工芸品であり、本県	次に掲げる事業に要する経費(1)産地振興事業	2分の1(意匠の開発につ	波佐見焼及び三川内焼の両産地にお	

	進事業補助金	の地場産業である波佐見焼及び三川内焼の振興と活性化を図り、もって地域中小企業の振興に寄与する。	ア 後継者育成事業 後継者の確保・育成、技術・技法の記録・保存、原材料の確保及び意匠の開発を行う事業 イ 需要開拓事業 産地の商品開発意欲等を増進するために、製品等を広く流通業者及び消費者に対し行う展示会等の開催、販路開拓の推進に必要な市場動向調査、新商品開発等の事業を一体的に行う事業 (2) 活性化事業 消費地の販売事業者等に対して、販売知識の習得を目的とした講座を開催する事業	いては9分の2)以内	ける次に掲げるもの (1) 事業協同組合及び協同組合連合会 (2) 協業組合、商工組合及び企業組合 (3) 4人以上の中小企業者を構成員とする団体 (4) 陶磁器産業の活性化を推進することを目的として組織された団体であつて、知事が適当と認めるもの
9	長崎県食料産業活性化促進事業費補助金	食料品製造業において、新たな市場進出等の販路を見据えた取組を支援し、付加価値の向上を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 事業化等の検討の支援 (2) 食品展示会への出展 (3) テストマーケティング・フィードバック (4) 小規模事業者の販路開拓等の促進 (5) その他目的達成のために必要と認めら	10分の10以内	食料品製造業の振興を図る団体で、知事が適当と認めるもの

			れる事業		
10	対馬市に係る休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金	対馬市の休廃止鉱山に係る鉱害の防止を図る。	補助対象者が行う坑廃水の処理に要する費用	16分の3以内	鉱害防止工事を行う者
11	長崎県ぼた山等環境整備事業費補助金	県内に存するぼた山について、石炭鉱放置坑口補修事業及びぼた山周辺環境整備事業を促進し、ぼた山に係る維持管理を行う。	次に掲げる経費 (1) ぼた山周辺地域環境整備調査事業に要する経費 (2) 石炭鉱放置坑口補修事業に要する経費	(1) 2分の1以内 (2) 3分の2以内	市町
12	産地活力強化事業費補助金	地域産業を支える製品の販路拡大等の取組を支援する。	新たな市場への販路開拓等に要する経費	10分の10以内	長崎県中小企業団体中央会
13	長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金	長崎県指定伝統的工芸品の維持・存続を図るため、事業者の販路拡大等に向けた取組を支援する。	補助対象事業者が目的達成のために取り組む販路開拓等に要する経費	2分の1以内	長崎県指定伝統的工芸品製造事業者
14	窯業人材育成等産地支援事業費補助金	陶磁器産地における中核人材の確保や育成を行うとともに、産地が主体となって実施する認知度の向上及び販路拡大	次に掲げる経費 (1) 中核人材確保対策に要する経費 (2) 認知度の向上及び販路拡大に要する経費	(1) 2分の1以内 (2) 3分の2以内	市町

		に向けた 取組を支 援する。			
15	長崎県 フード ・バリ ューア ップ支 援事業 費補助 金	成長が見 込まれる 企業の新 たな市場 進出等の 販路を見 据えた取 組を支援 し、食料 品製造業 の付加価 値額の増 加を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費の うち、知事が適 当と認める経費 (1) 商品開発改 良事業 (2) 販路開拓事 業 (3) 設備導入事 業	2分の 1以内 又は3 分の2 以内	知事が認 定した企 業等
16	長崎べ っ甲振 興事業 補助金	国指定の 伝統的工 芸品であ り、本県 の地場産 業である 長崎べっ 甲の振興 と活性化 を図り、 もって地 域中小企 業の振興 に寄与す る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 産地振興事 業 ア 後継者育 成事業 後継者の 確保及び育 成、技術及 び技法の記 録収集及び 保存、原材 料の確保並 びに意匠の 開発を行う 事業 イ 需要開拓 事業 産地の商 品開発の 意欲等を増 進するため に、流通業 者及び消費 者に対し行 う展示会等 の開催及び 販路開拓の 推進に必要 な市場動向 調査並びに 新商品の開 発等の事業 を一体的に 行う事業 (2) その他知事 が必要と認め	2分の 1以内	長崎龍甲 組合連合 会



一強 化推進 補助金	業人材の 育成に向 けた取組 を支援 し、県内 半導体関 連産業の 振興を図 る。	のうち、知事が 適当と認める経 費 (1) 地場発注拡 大促進事業 (2) 県内サプラ イチェーン構 築事業 (3) 企業人材育 成事業 (4) 半導体関連 企業と大学等 との連携支援 事業	分の2 以内	した企 業グル ープに 所属す る企業 、団体 等 (3)及び(4) 知事 が適当 と認め る県内 企業者 等
------------------	-------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------

9及び10 略

新産業推進課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1及び2 略				

3 略

4	長崎県 農商工 連携フ ァンド 支援事 業費補 助金	長崎県農 商工連携 ファンド 事業の円 滑な推進 を図る。	長崎県農商工連 携ファンド事業 に要する経費	10分の 10以内	長崎県商 工会連合 会
5	長崎県 陶磁器 産業活 性化推 進事業 補助金	国指定の 伝統的工 芸品であ り、本県 の地場産 業である 波佐見焼 及び三川 内焼の振 興と活性 化を図 り、もっ て地域中 小企業の 振興に寄	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 産地振興事 業 ア 後継者育 成事業後継 者の確保・ 育成、技 術・技法の 記録・保 存、原材料 の確保及び 意匠の開発 を行う事業 イ 需要開拓	2分の 1（意 匠の開 発につ いては 9分の 2）以 内	波佐見焼 及び三川 内焼の両 産地にお ける次に 掲げるも の (1) 事業 協同組 合及び 協同組 合連合 会 (2) 協業 組合、

20及び21 略

新産業推進課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1及び2 略				
3	デジタ ル力向 上支援 事業費 補助金	県内中小 企業にお けるIT の活用を 通じた生 産性向上 や業務効 率化に繋 がる人材 育成等の 取組を支 援する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 人材育成に 要する経費 (2) 機器等の導 入に要する経 費	3分の 2以内 知事が適 当と認め る県内中 小企業者 等
4 略				

		与する。	事業産地の商品開発意欲等を増進するために、製品等を広く流通業者及び消費者に対し行う展示会等の開催、販路開拓の推進に必要な市場動向調査、新商品開発等の事業を一体的に行う事業		商工組合及び企業組合 (3) 4人以上の中小企業者を構成員とする団体 (4) 陶磁器産業の活性化を推進することを目的として組織された団体であつて、知事が適当と認めるもの
6	対馬市に係る休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金	対馬市の休廃止鉱山に係る鉱害の防止を図る。	補助対象者が行う坑廃水の処理に要する費用	16分の3以内	鉱害防止工事を行う者
7	長崎県ばた山等環境整備事業費補助金	県内に存するばた山について、石炭鉱放置坑口補修事業及びばた山周辺環境整備事業を促進し、ばた山に係る維持管理を行う。	次に掲げる経費 (1) ばた山周辺地域環境整備調査事業に要する経費 (2) 石炭鉱放置坑口補修事業に要する経費	(1) 2分の1以内 (2) 3分の2以内	市町
8	産地活力強化事業費補助金	地域産業を支える製品の販路拡大等の取組を	新たな市場への販路開拓等に要する経費	10分の10以内	長崎県中小企業団体中央会

		支援する。			
9	長崎県 伝統的 工芸品 支援事 業費補 助金	長崎県指 定伝統的 工芸品の 維持・存 続を図る ため、事 業者の販 路拡大等 に向けた 取組を支 援する。	補助対象事業者 が目的達成のため に取り組む販 路開拓等に要す る経費	2分の 1以内	長崎県指 定伝統的 工芸品製 造事業者
10	窯業人 材育成 等産地 支援事 業費補 助金	陶磁器産 地におけ る中核人 材の確保 や育成を 行うとと もに、産 地が主体 となって 実施する 認知度の 向上及び 販路拡大 に向けた 取組を支 援する。	次に掲げる経費 (1) 中核人材確 保対策に要す る経費 (2) 認知度の向 上及び販路拡 大に要する経 費	(1) 2 分の 1以 内 (2) 3 分の 2以 内	市町
11	長崎べ つ甲振 興事業 補助金	国指定の 伝統的工 芸品であ り、本県 の地場産 業である 長崎べつ 甲の振興 と活性化 を図り、 もって地 域中小企 業の振興 に寄与す る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 産地振興事 業 ア 後継者育 成事業後継 者の確保及 び育成、技 術及び技法 の記録収集 及び保存、 原材料の確 保並びに意 匠の開発を 行う事業 イ 需要開拓 事業産地の 商品開発の 意欲等を増 進するため に、流通業 者及び消費 者に対し行 う展示会等 の開催及び	2分の 1以内	長崎龍甲 組合連合 会

			販路開拓の推進に必要な市場動向調査並びに新商品の開発等の事業を一体的に行う事業		
			(2) その他知事が必要と認める事業		
12	食品製造業パワーアップ補助金	食料品製造業において、新たな市場進出等の販路を見据えた取組を支援し、付加価値の向上を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 商品開発及び販路開拓支援 (2) 食品展示会への出展 (3) その他目的達成のために必要と認められる事業	10分の10以内	食料品製造業の振興を図る団体で、知事が適当と認めるもの

新エネルギー推進室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金	環境及び新エネルギー関連分野における地場企業等による製品及び技術開発のためのプロジェクトの創出並びに販路の拡大を支援することにより、新産業の創出を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) 水素関連産業需要可能性調査事業	略	
2及び3	略				
4	海洋エネルギー関連産業進出促進事業補助金	海洋エネルギー関連産業に進出しようとする県内企業等の企業間連携に	略		

新エネルギー推進室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金	環境及び新エネルギー関連分野における地場企業等による製品及び技術開発のためのプロジェクトの創出並びに販路の拡大を支援することにより、新産業の創出を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略	略	
2及び3	略				
4	海洋エネルギー関連産業進出促進事業補助金	海洋エネルギー関連産業に進出しようとする県内企業等の企業間連携に	略		

		よる受注の獲得・販路拡大に向けた取組を支援し、国内外の需要獲得及び県内サプライチェーンの形成を図る。			
5	水素等関連産業進出促進補助金	脱炭素化推進により市場拡大が見込まれる水素等関連産業において、大手企業と連携した技術開発等に取り組む県内企業を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 製品開発事業 (2) 設備投資事業 (3) 人材育成事業 (4) 販路開拓事業 (5) その他目的達成のために必要と認められる事業	2分の1以内	知事が認定した企業グループに所属する企業、団体等

経営支援課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略					
6	商店街再生プロジェクト支援事業費補助金	商店街が地域の関係者や外部人材と連携しながら実施する地域課題の解決等につながる取組への支援を行うことで、地域コミュニティの中核となる商店街の再生を推進する。	商店街等が策定する「商店街再生プラン」に基づく商店街再生に向けた取組に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町
7～14 略					
15	デジタ	県内中小	次に掲げる事業	3分の	知事が適

		よる受注の獲得・販路拡大に向けた取組を支援し、国内需要の獲得及び県内サプライチェーンの形成を図る。			
--	--	---------------------------------------------------	--	--	--

経営支援課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略					
6	商店街人材ネットワーク構築等事業補助金	商店街の課題解決に向けたモデル事例の横展開及び商店街人材や若者等の外部人材によるネットワーク構築を図る取組を支援。	モデル事例の横展開や人材ネットワーク構築による連携・交流を促進する取組に対する経費	4分の3以内	長崎県中小企業団体中央会
7～14 略					

ル力向上支援事業費補助金	企業におけるITの活用を通じた生産性向上や業務効率化に繋がる人材育成等の取組を支援する。	に要する経費 (1) 人材育成に要する経費 (2) 機器等の導入に要する経費	2以内	当と認める県内中小企業者等
--------------	----------------------------------------------	----------------------------------------------	-----	---------------

未来人材課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				
4 副業・兼業人材活用促進補助金	企業の副業・兼業人材の初回活用を支援することで、副業・兼業人材の活用促進を図る。	副業・兼業人材活用に要する経費	10分の8以内。ただし、50万円を限度とする。	長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材を初めて活用する県内企業者等
5 半導体関連企業と大学生等の交流促進補助金	県内の半導体関連企業と県内の大学及び高等専門学校との学生が交流する機会を創出することで、県内就職の促進を図る。	県内の大学及び高等専門学校が県内の半導体関連企業と連携して実施する学生の県内就職の促進に資する事業に要する経費	10分の10以内	知事が適当と認める県内の大学及び高等専門学校
6 長崎県外国人材受入・定着促進補助金	長崎市、佐世保市及び雲仙市と連携し、外国人材の受入れ及び定着を促進することにより、必要な労働力を確保し、県内	各市内の事業者が実施する外国人材を受け入れる際に必要となる受入環境整備に対し実施する、各市の補助金事業への補助	各市補助事業（補助率が2分の1以内であるものに限る。）における各市補助金額の2分の1	長崎市、佐世保市及び雲仙市

未来人材課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				

		産業の健全な継続、発展を図る。		以内。 ただし、200万円を限度とする。	
7	長崎県外国人材スキルアップ支援補助金	外国人材の在留資格延長、定着のために必要な支援を行うことで、必要な労働力を確保し、県内産業の健全な継続、発展を図る。	次に掲げる経費 (1) 在留資格「技能実習」及び「特定技能」外国人の在留資格延長のための検定試験に必要なとなる日本語教育に係る経費 (2) 在留資格「技術・人文知識・国際業務」外国人の定着促進に向けた日本語教育に係る経費	3分の2以内。ただし、10万円を限度とする。	外国人を雇用している県内事業者、県内監理団体及び県内登録支援機関

長崎県告示第198号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針（令和2年長崎県告示第754号）の一部を次のとおり変更し、令和7年3月28日から適用する。なお、第14条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1～第8 略 （別紙1-1） 第1～第2 略 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、14.472トン <del>を本県の留保枠とし、残りを次のとおりの方法でそれぞれの知事管理区分に配分する。</del> また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。 (1) <u>令和3管理年度から令和5管理年度までの管理年度ごとの漁獲実績の比率の平均値（以下「基礎比率」という。）を用いて配分することを基本とする。</u> (2) <u>ただし、算出された数量が、令和6管理年度の当初の漁獲可能量に相当する数量（以下「基礎配分」という。）を下回る場合、基礎配分とすることを基本とする。</u> (3) <u>その上で、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。</u>	第1～第8 略 （別紙1-1） 第1～第2 略 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、 <u>おおむね9割8分を平成22年（2010年）1月1日から平成24年（2012年）12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね2分を本県の留保枠とする。</u> また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

<p>(4) <u>漁獲量管理の困難さの緩和を目的として配分が少ない管理区分に対して上乗せ配分をする。</u></p> <p>第4 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u></p> <p><u>令和6年(2024年)のWCPFCにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚(2キログラム未満)の漁獲をWCPFCで合意された基準年(平成14年(2002年)1月1日から平成16年(2004年)12月末日まで)の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、県は、0歳魚(2キログラム未満)の漁獲をさせない(養殖用種苗は除く。)、又は令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組を行うこととする。</u></p> <p>第5 略 (別紙1-2) 第1~第2 略 第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u></p> <p><u>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、2,846トンの本県の留保枠とし、残りを次のとおりの方でそれぞれの知事管理区分に配分する。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</u></p> <p>(1) <u>令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績の比率の平均値(以下「基礎比率」という。)を用いて配分することを基本とする。</u></p> <p>(2) <u>ただし、算出された数量が、令和6管理年度の当初の漁獲可能量に相当する数量(以下「基礎配分」という。)を下回る場合、基礎配分とすることを基本とする。</u></p> <p>(3) <u>その上で、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。</u></p> <p>(4) <u>漁獲量管理の困難さの緩和を目的として配分が少ない管理区分に対して上乗せ配分をする。</u></p> <p>第4 略 (別紙1-3)~(別紙1-10) 略 (別紙2-1) 略 (別紙3-1)~(別紙3-65) 略</p>	<p>第4 略 (別紙1-2) 第1~第2 略 第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u></p> <p><u>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割8分を平成27年(2015年)4月1日から平成31年(2019年)3月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね2分を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</u></p> <p>第4 略 (別紙1-3)~(別紙1-10) 略 (別紙2-1) 略 (別紙3-1)~(別紙3-65) 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

長崎県告示第199号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分
豊玉町第2加入区	旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町水崎の区域の小型合併漁業
豊玉町第2加入区	旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町加志々の区域の小型合併漁業
美津島町第5加入区	小型定置漁業(落し網を使用するものをいう。)

長崎県告示第200号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく魚類養殖共済についての加入区の設定（令和5年長崎県告示第711号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

表中

「

南区第1052加入区	南区第1052号の漁業権の区域
南区第1053加入区	南区第1053号の漁業権の区域

を

」

「

南区第1052加入区	南区第1052号の漁業権の区域
南区第1501加入区	南区第1501号の漁業権の区域
南区第1053加入区	南区第1053号の漁業権の区域

に改め、

」

「

北区第1310加入区	北区第1310号の漁業権の区域
北区第1103加入区	北区第1103号の漁業権の区域

を

」

「

北区第1310加入区	北区第1310号の漁業権の区域
北区第1800加入区	北区第1800号の漁業権の区域
北区第1103加入区	北区第1103号の漁業権の区域

に改め、五区第1025加入区の項を削り、

」

「

五区第1031加入区	五区第1031号の漁業権の区域
五区第1301加入区	五区第1301号の漁業権の区域

を

」

「

五区第1031加入区	五区第1031号の漁業権の区域
五区第1501加入区	五区第1501号の漁業権の区域
五区第1502加入区	五区第1502号の漁業権の区域
五区第1301加入区	五区第1301号の漁業権の区域

に改め、五区第1032加入区の項及び五区

」

第1033加入区の項を削り、

「

五区第1049加入区	五区第1049号の漁業権の区域
五区第1312加入区	五区第1312号の漁業権の区域

を

」

「

五区第1049加入区	五区第1049号の漁業権の区域
五区第1503加入区	五区第1503号の漁業権の区域
五区第1312加入区	五区第1312号の漁業権の区域

に改める。

長崎県告示第201号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく真珠養殖共済についての加入区の設定（令和5年長崎県告示第712号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

表中

「

北区第3503加入区	北区第3503号の漁業権の区域
北区第3505加入区	北区第3505号の漁業権の区域

を

「

北区第3503加入区	北区第3503号の漁業権の区域
北区第3504加入区	北区第3504号の漁業権の区域
北区第3505加入区	北区第3505号の漁業権の区域

に改め、

「

北区第3516加入区	北区第3516号の漁業権の区域
北区第3080加入区	北区第3080号の漁業権の区域

を

「

北区第3516加入区	北区第3516号の漁業権の区域
北区第3518加入区	北区第3518号の漁業権の区域
北区第3519加入区	北区第3519号の漁業権の区域
北区第3080加入区	北区第3080号の漁業権の区域

に改め、

「

対区第3126加入区	対区第3126号の漁業権の区域
------------	-----------------

を

「

対区第3126加入区	対区第3126号の漁業権の区域
対区第3502加入区	対区第3502号の漁業権の区域
対区第3503加入区	対区第3503号の漁業権の区域
対区第3504加入区	対区第3504号の漁業権の区域

に改める。

対区第3505加入区	対区第3505号の漁業権の区域
------------	-----------------

」

**長崎県告示第202号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づくかき養殖共済についての加入区の設定（令和5年長崎県告示第713号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

表中

「

南区第2014加入区	南区第2014号の漁業権の区域
南区第2505加入区	南区第2505号の漁業権の区域

を

」

「

南区第2014加入区	南区第2014号の漁業権の区域
南区第2509加入区	南区第2509号の漁業権の区域
南区第2505加入区	南区第2505号の漁業権の区域

に改め、

」

「

南区第2506加入区	南区第2506号の漁業権の区域
南区第2015加入区	南区第2015号の漁業権の区域

を

」

「

南区第2506加入区	南区第2506号の漁業権の区域
南区第2510加入区	南区第2510号の漁業権の区域
南区第2015加入区	南区第2015号の漁業権の区域

に改め、

」

「

南区第2023加入区	南区第2023号の漁業権の区域
南区第2024加入区	南区第2024号の漁業権の区域

を

」

「

南区第2023加入区	南区第2023号の漁業権の区域
南区第2511加入区	南区第2511号の漁業権の区域
南区第2024加入区	南区第2024号の漁業権の区域

に改め、北区第2061加入区の項を削り、

」

「

北区第2062加入区	北区第2062号の漁業権の区域
北区第2064加入区	北区第2064号の漁業権の区域

を

」

北区第2062加入区	北区第2062号の漁業権の区域	に改める。
北区第2502加入区	北区第2502号の漁業権の区域	
北区第2503加入区	北区第2503号の漁業権の区域	
北区第2505加入区	北区第2505号の漁業権の区域	
北区第2506加入区	北区第2506号の漁業権の区域	
北区第2507加入区	北区第2507号の漁業権の区域	
北区第2064加入区	北区第2064号の漁業権の区域	

」

**長崎県告示第203号**

長崎県水産業振興資金貸付要綱（平成9年長崎県告示第743号の2）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日以降貸付分の長崎県水産業振興資金から適用する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（貸付の種類） 第5条 略 2及び3 略 4 漁業経営安定対策支援資金の貸付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める条件とする。 (1)～(4) 略 (5) 貸付期限 <u>令和8年3月31日まで</u>	（貸付の種類） 第5条 略 2及び3 略 4 漁業経営安定対策支援資金の貸付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める条件とする。 (1)～(4) 略 (5) 貸付期限 <u>令和7年3月31日まで</u>

**長崎県告示第204号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し家畜防疫員による検査を受けることを命ずる。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

監視伝染病の種類	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	発生の予防	県内全域	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 県内へ移入した牛で1又は2に該当するもの及び繁殖の用に供する肉用牛 4 1又は2と同一施設内で飼育している牛 5 家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	予備的抗体検出法による検査 リアルタイムPCR法による検査 ヨーニン検査 エライザ法による検査 補体結合反応検査 細菌検査

伝達性海綿状脳症	発生の予防	県内全域	1 牛 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛（同条第2項ただし書に該当する場合を除く） 2 めん羊及び山羊 月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊及び山羊の死体	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	エライザ法による検査 ウエスタンブロット法による検査 免疫組織化学的検査
腐蛆病	発生の予防	県内全域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	肉眼的検査 細菌検査
ブルセラ症	発生の予察	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	急速凝集反応検査 エライザ法による検査
結核	発生の予察	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	ツベルクリン検査
アカバネ病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越冬していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和7年6月1日～ 11月30日	中和試験
アイノウイルス感染症	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越冬していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和7年6月1日～ 11月30日	中和試験
チュウザン病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越冬していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和7年6月1日～ 11月30日	中和試験

**長崎県告示第205号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し、家畜について注射を受けることを命ずる。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

監視伝染病の種類	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射の方法
豚熱	発生の予防	県内全域	1 飼育している豚及びいのしし 2 家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	皮下又は筋肉内注射

**長崎県告示第206号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所  
五島市奈留町泊字近山658の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第207号**

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（令和7年2月25日長崎県告示第103号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を長崎市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 森林の権利者  
住所 宮城県大崎市古川駅東3丁目3-34メゾンリーブルC201  
氏名 前田 哲堯
- 2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
長崎市上戸町4丁目695の1、696、698の1、704から706まで、707の1、708の1、709
- 3 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 4 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第208号**

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1 工事の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 1 及び 2 略 3 入札参加資格申請の方法 入札参加資格の申請をしようとする者は、次の資料等を長崎県が別途指定する方法で提出しなければならない。 (1) <u>長崎県が別途定める長崎県建設工事入札参加資格審査申請様式（県内建設業者以外の建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあっては一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）</u> (2) <u>建設業許可証明書等（県内知事許可業者を除く。）</u>	第1 工事の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 1 及び 2 略 3 入札参加資格申請の方法 入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。 (1) 長崎県建設工事入札参加資格審査申請書（県内建設業者以外の建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあっては一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事） (2) 建設業許可証明書

- (3) 略
- (4) 総合評定値請求書（写）若しくは対象期間を審査基準日とした総合評定値通知書（写）（対象となる審査結果について長崎県知事から通知を受けた若しくは申請中の場合は省略可）
- (5) 1(6)に該当しないことを証する資料
- (6) その他別に定める資料
- 4及び5 略
- 6 変更届
- 入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、次の各号に掲げる事項に変更があった時は、遅滞なく、変更届を提出しなければならない。なお、長崎県内知事許可業者の場合においては受任者及び委任を受けた営業所に係る変更があった時以外は省略可とする。
- (1) 商号又は名称（本店及び委任を受けた営業所）
- (2) 代表者の役職名及び氏名
- (3) 受任者の役職名及び氏名
- (4) 所在地及び郵便番号（本店及び委任を受けた営業所）
- (5) 電話番号及びファックス番号（本店及び委任を受けた営業所）
- (6) 建設業許可の状況（本店及び委任を受けた営業所）
- (7) 許可業種の廃業
- (8) 受任営業所（追加又は削除したもの）
- (9) 経営事項審査の審査基準日
- 7 資格の喪失（及び辞退）届
- 入札参加資格者のうち、資格審査の有効期間が終了していないものが次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく入札参加資格喪失（及び辞退）届を提出しなければならない。
- (1) 建設業法に基づきすべて許可業種の廃業を届け出た場合 当該届けを提出すべき者
- (2) 1の各号のいずれかに該当することとなった場合 入札参加資格者
- (3) 自己都合等により入札参加資格を辞退する場合 入札参加資格者
- 8 資格の取消し
- 入札参加資格者が、次のいずれかに該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消すことができるものとする。
- (1) 故意に変更届を提出せず入札参加資格を有しないと認識しながら入札に参加したとき。
- (2) 6(1)又は(2)に該当することとなった場合で届出がないとき。
- (3) 詐欺その他不正な手段により入札参加資格者となったとき。
- 9 略
- 第2 工事に関する調査、設計及び測量業務の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。
- 1 略
- 2 入札参加資格申請の方法
- 入札参加資格の申請をしようとする者は、次の資料等を長崎県が別途指定する方法で提出しなければならない。
- (1) 略
- (2) 営業に関し、法律上必要な登録の証明書等

- (3) 略
- (4) 総合評定値請求書（写）若しくは対象期間を審査基準日とした総合評定値通知書（写）
- (5) 1(6)に該当しないことを証する書面
- (6) その他別に定める書類
- 4及び5 略
- 6 略
- 第2 工事に関する調査、設計及び測量業務の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。
- 1 略
- 2 入札参加資格申請の方法
- 入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 略
- (2) 営業に関し、法律上必要な登録の証明書

(3) 略	(3) 略
(4) 1(5)に該当しないことを証する資料	(4) 1(5)に該当しないことを証する書面
(5) 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する資料	(5) 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する書類
(6) 1(6)に該当しないことを証する資料	(6) 1(6)に該当しないことを証する書面
(7) その他別に定める資料	(7) その他別に定める書類
3～8 略	3～8 略

**長崎県告示第209号**

長崎県美しい景観形成推進条例（平成23年長崎県条例第18号）第22条第1項の規定により、まちづくり景観資産を次のとおり登録した。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

種 類	登録番号	名 称	所 在 地	所有者
建造物等	景資第2-218号	カトリック三浦町教会 <small>みうらちょうきょうかい</small>	佐世保市三浦町4-25	カトリック長崎大司教区

**長崎県告示第210号**

長崎県美しい景観形成推進条例（平成23年長崎県条例第18号）第22条第4項の規定により、まちづくり景観資産の登録内容を次のとおり変更した。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

種 類	登録番号	区分	名 称	所 在 地	所有者
建造物等	景資第2-75号	変更前	潜龍酒造（旧店舗・仕込蔵・煙突）	佐世保市江迎町長坂208、209番地	山下 庄左衛門
		変更後	潜龍酒造（旧店舗・煙突）	佐世保市江迎町長坂208、209番地	山下 庄左衛門
	景資第2-76号	変更前	中村家住宅（主屋・米蔵2棟・塀）	佐世保市江迎町長坂120-4、120-5、120-12、120-13	中村 克介
		変更後	中村家住宅（主屋・米蔵2棟・塀）	佐世保市江迎町長坂120-4、120-5、120-12、120-13	中村 尚子
	景資第2-132号	変更前	（株）十八銀行諫早支店（旧諫早銀行本店）	諫早市本町5-1	宮脇 雅俊
		変更後	株式会社九州ガスホールディングスSEED1931（旧諫早銀行本店）	諫早市本町5-1	株式会社九州ガスホールディングス

**長崎県告示第211号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	雲仙市吾妻町平江名字田内川218番1から 雲仙市吾妻町平江名字浜ノ田21番2まで	令和7年3月28日

**長崎県告示第212号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務（手数料の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日  
令和7年3月28日
- 2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称  
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3640番地3  
公益社団法人長崎県食品衛生協会
- 3 委託事務  
地方自治法第227条の規定に基づき長崎県が徴収する手数料の収納事務
- 4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第213号**

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和7年度予算に係る補助金等から適用する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 2 義務教育課関係					別表（第2条関係） 2 義務教育課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
					1 「しま」体験活動支援事業費補助金	「しま」地区の自然・歴史・文化を活用した体験活動の推進及び「しま」地区の活性化を図る。	「しま」地区の市町が、教育課程に沿った体験活動等を実施した本土地区の公立小・中学校、義務教育学校又は保護者に対して、体験活動等にかかる経費を過疎対策事業債を活用して補助した場合に、当該市町の後年度に生じる元利償還金のうち、地方交付税措置分を除く市町の実質負担額	2分の1以内	市町

1及び2 略				
3 高校教育課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				
4	長崎県高等学校親子留学補助金	高校生の離島留学の円滑な推進を図る。	略	略
5 略				
4 児童生徒支援課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2	学校内外における児童生徒の学びの場創出事業補助金	校内教育支援センターの設置を促進するため、必要となる人的支援体制の整備を図るとともに、民間など学校外の相談・指導機関等との連携、オンラインによる支援の推進等、市町における多様で先進的な取組を推進する。	3分の2以内	略
5 生涯学習課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略				
6	長崎県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地	略	略

2及び3 略				
3 高校教育課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				
4	長崎県高等学校親子留学補助金	高校生の離島留学の円滑な推進を図る。	略	略
5 略				
4 児童生徒支援課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2	学校内外における児童生徒の学びの場創出事業補助金	校内教育支援センターの設置を促進するため、必要となる人的支援体制の整備を図るとともに、民間など学校外の相談・指導機関等との連携、オンラインによる支援の推進等、市町における多様で先進的な取組を推進する。	2分の1以内	略
5 生涯学習課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略				
6	長崎県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地	略	略

助金	域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。	必要な経費 (3) <u>地域子ども教室開設のための備品の整備に必要な経費</u> (4) <u>地域未来塾の運営に必要な経費</u>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

7～14 略

6 学芸文化課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5 長崎県高等学校文化活動費補助金	県内高校生の文化活動内容の向上を図り、高等学校教育の充実と青少年の文化活動に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1)～(4) 略 (5) 長崎県高等学校文化活動活性化補助事業 高等学校文化連盟における専門部の育成及び強化のために実施される事業のうち次に掲げる事業に要するもの（振込手数料を含む。） ア～オ 略 カ <u>部活動等を単位とした強化・育成のための事業</u>	略	略

6 略

助金	域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、社会全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。	イ <u>運営委員会の設置</u> ウ <u>地域学校協働活動推進員等の配置</u> (2) <u>地域子ども教室備品整備事業</u> (3) <u>地域未来塾推進事業</u> ア <u>地域未来塾の運営</u> イ <u>運営委員会の設置</u> ウ <u>地域学校協働活動推進員等の配置</u>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7～14 略

6 学芸文化課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5 長崎県高等学校文化活動費補助金	県内高校生の文化活動内容の向上を図り、高等学校教育の充実と青少年の文化活動に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1)～(4) 略 (5) 長崎県高等学校文化活動活性化補助事業 高等学校文化連盟における専門部の育成及び強化のために実施される事業のうち次に掲げる事業に要するもの（振込手数料を含む。） ア～オ 略	略	略

6 略

7 一支国博物館建設事業費補助金	県埋蔵文化財センターと一体的に整備する壱岐市立一支国博物館	博物館建設事業に充当した、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条	補助対象経費の2分の1（	壱岐市文化財
------------------	-------------------------------	----------------------------------------------	--------------	--------

	<p>館（以下、「博物館」という。）の建設事業を支援することにより、歴史的遺産の総合的な活用を通じて、壱岐の地域振興に資することを目的とする。</p> <p>の2に規定する地方債（以下、「合併特例債」という。）に係る元利償還金及び合併特例債を充当した後の市負担額のうち県が必要と認める経費</p> <p>センターと一体的に整備することで、博物館の機能が高くなると知事が認める部分については10分の10以内で予算の範囲内の額</p>																										
<p>7 略</p>	<p>8 略</p>																										
<p>7 体育保健課関係</p>	<p>7 体育保健課関係</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の名称</th> <th>交付の目的</th> <th>補助事業の内容、対象経費等</th> <th>補助率又は額</th> <th>補助対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～7 略</td> </tr> </tbody> </table>	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	1～7 略					<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の名称</th> <th>交付の目的</th> <th>補助事業の内容、対象経費等</th> <th>補助率又は額</th> <th>補助対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～7 略</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>令和6年度全国高等学校総合体育大会にかかる競技役員等養成事業費補助金</td> <td>令和6年度に本県で開催される全国高等学校総合体育大会を円滑に実施するため、競技役員等を養成することを目的とする。</td> <td>長崎県高等学校体育連盟専門部が行う、令和6年度全国高等学校総合体育大会にかかる競技役員等養成事業に係る経費</td> <td>予算の範囲内で知事が定める額</td> <td>長崎県高等学校体育連盟専門部</td> </tr> </tbody> </table>	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	1～7 略					8	令和6年度全国高等学校総合体育大会にかかる競技役員等養成事業費補助金	令和6年度に本県で開催される全国高等学校総合体育大会を円滑に実施するため、競技役員等を養成することを目的とする。	長崎県高等学校体育連盟専門部が行う、令和6年度全国高等学校総合体育大会にかかる競技役員等養成事業に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県高等学校体育連盟専門部
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者																							
1～7 略																											
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者																							
1～7 略																											
8	令和6年度全国高等学校総合体育大会にかかる競技役員等養成事業費補助金	令和6年度に本県で開催される全国高等学校総合体育大会を円滑に実施するため、競技役員等を養成することを目的とする。	長崎県高等学校体育連盟専門部が行う、令和6年度全国高等学校総合体育大会にかかる競技役員等養成事業に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県高等学校体育連盟専門部																						
<p>8及び9 略</p>	<p>9及び10 略</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金</td> <td>全国高等学校総合体育大会競技種目別大会を円滑に開催することを目的とする。</td> <td>全国高等学校総合体育大会競技種目別大会の運営に係る事業に要する経費</td> <td>予算の範囲内で知事が定める額</td> <td>全国高等学校総合体育大会競技種目別大会を運営する会場地市町実行委員会</td> </tr> </tbody> </table>	11	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会を円滑に開催することを目的とする。	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会の運営に係る事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会を運営する会場地市町実行委員会																				
11	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会を円滑に開催することを目的とする。	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会の運営に係る事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会を運営する会場地市町実行委員会																						
<p>10及び11 略</p>	<p>12及び13 略</p>																										

## 長崎県告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務（手数料の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日  
令和7年3月19日
- 2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称
  - (1) 長崎県長崎市城栄町41番75号  
一般財団法人 長崎県交通安全協会
  - (2) 長崎県長崎市尾上町5番26号  
一般社団法人 長崎地区交通安全協会
  - (3) 長崎県長崎市松が枝町7番25号  
大浦地区交通安全協会
  - (4) 長崎県長崎市大橋町26番4号  
浦上地区交通安全協会
  - (5) 長崎県西彼杵郡時津町浦郷275番地1  
時津地区交通安全協会
  - (6) 長崎県五島市東浜町3丁目9番1号  
一般社団法人 五島市交通安全協会
  - (7) 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷733番地2  
一般社団法人 上五島地区交通安全協会
  - (8) 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触551番地1  
一般社団法人 壱岐市交通安全協会
  - (9) 長崎県対馬市厳原町中村633番地  
一般社団法人 対馬地区交通安全協会
- 3 委託事務  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に該当する手数料の収納事務
- 4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 公 告

## 肥料登録の失効（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第15条第1項の規定により、次のとおり肥料登録を失効した。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称
長崎県肥 第688号	加工家きんふ ん肥料	発酵鶏ふん（ア ミノ）	窒素全量 2.5% りん酸全量 2.5% 加里全量 2.5%	長崎県諫早市下大渡野町 2041番地1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏
長崎県肥 第689号	副産植物質肥 料	茶カス	窒素全量 3.5%	長崎県諫早市下大渡野町 2041番地1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏

長崎県肥 第692号	混合有機質肥 料	混合有機質肥料 堆積骨粉	窒素全量 3.2% りん酸全量 13.5%	長崎県諫早市下大渡野町 2041番地1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏
---------------	-------------	-----------------	--------------------------------	------------------------	------------------------------

**特定農業用ため池の指定（公告）**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

特定農業用 ため池の名称	特定農業用ため池の所在地		指定年月日
	市区、郡町村名	字・番地等	
柳ノ又	平戸市	野子町	令和7年3月18日
新堤	松浦市	志佐町	令和7年3月18日
庵ノ元	松浦市	志佐町	令和7年3月18日
五反間	松浦市	調川町	令和7年3月18日
反田代	松浦市	調川町	令和7年3月18日
堺川堤	松浦市	調川町	令和7年3月18日
柳	松浦市	調川町	令和7年3月18日
葛ノ坂	松浦市	調川町	令和7年3月18日
上堤	松浦市	今福町	令和7年3月18日
中堤	松浦市	今福町	令和7年3月18日
下堤	松浦市	今福町	令和7年3月18日
二反田	松浦市	今福町	令和7年3月18日
神ノ脇	松浦市	福島町	令和7年3月18日
松田	松浦市	鷹島町	令和7年3月18日
高根	壱岐市	芦辺町	令和7年3月18日
大谷	壱岐市	勝本町	令和7年3月18日

**特定農業用ため池の指定解除（公告）**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項の規定に基づく下記の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

特定農業用 ため池の名称	特定農業用ため池の所在地		指定解除年月日
	市区、郡町村名	字・番地等	
内裏ため池	佐世保市	吉井町	令和7年3月18日
池ノ田ため池	佐世保市	早苗町	令和7年3月18日
道清ため池	佐世保市	江迎町	令和7年3月18日
明賀谷ため池	松浦市	志佐町	令和7年3月18日
石戸ため池	五島市	岐宿町	令和7年3月18日

**一般競争入札の参加者の資格等（公告）**

令和7年度において長崎県が発注する建設工事について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法等を次のとおり定める。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 業種の区分

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第2項に定める建設工事の種類による。

## 2 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (4) 令和5年7月1日以後を審査基準日とする法第27条の29の規定による総合評定値通知書を受け取っていない者
- (5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (6) (4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者

## 3 申請の時期

随時

## 4 申請の方法

## (1) 申請資料

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 工事経歴書
- ウ 営業所一覧表
- エ 総合評定値通知書の写し（令和5年7月1日以後を審査基準日とするもので、一般競争入札参加資格審査申請の直前のもの）
- オ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方

消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書）

カ 委任状（建設業の許可を受けた営業所に権限を委任する場合）

キ 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

(2) 申請及び提出方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#kengai>

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 一般競争入札参加資格の認定

2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。

2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、1の建設工事の種類ごとに一般競争入札参加資格を認定する。

なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。

7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

### 一般競争入札の参加者の資格等（公告）

令和7年度において長崎県が発注する工事に関する調査、設計及び測量業務について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法等を次のとおり定める。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

工事に関する調査、設計及び測量業務

2 一般競争入札に参加することができない者

次に掲げる者のいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しない者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者

(4) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者（加入義務のない者は除く。）

3 申請の時期

随時

4 申請の方法

(1) 申請資料

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- イ 営業に関し、法律上必要な登録の証明書
- ウ 技術者経歴書
- エ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書）
- オ 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する資料
- カ 2(4)に該当しないことを証する資料

(2) 申請及び提出方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#konsaru>

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 一般競争入札参加資格の認定

2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。

2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、一般競争入札参加資格を認定する。

なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。

7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

**開発行為に関する工事完了（公告）**

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和4年9月13日 長崎県指令 4都第1251号  変更許可（第1回） 令和6年10月9日	長崎県西彼杵郡長与町高田郷地内 長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業（106街区保留地、都計3-5-406号の一部、都計3-5-407号の一部、6-52号の一部、6-53号の一部、6-54号の一部、6-55①・②号の一部、6-58号の一部、6-59号の一部、6-62号の一部及び130号階段の一部）	福岡県福岡市中央区高砂2丁目8-1 セキスイハイム九州株式会社 代表取締役 杉江孝夫

議 会 告 示

長崎県議会告示第1号

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年長崎県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

長崎県議会議長 徳永 達也

（長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正）

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等</p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等</p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等</p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等</p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第8条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>ア 執行機関の職員又は当該職員であった者</p>	<p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び</u>加入者等記号・番号</p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び</u>組合員等記号・番号</p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び</u>被保険者記号・番号</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び</u>組合員等記号・番号</p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び</u>被保険者番号</p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>定める</u>事項を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第8条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>ア 執行機関の職員又は当該職員であった者</p>

<p>イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族</p> <p>(2) 略</p> <p>9 略 (開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略 (開示決定等の際に通知すべき事項)</p> <p>第11条 略</p> <p>様式第1号（第9条関係） 略 (削る)</p> <p>略</p> <p>様式第10号（第18条関係） 略 (削る)</p> <p>略</p> <p>様式第16号（第23条関係） 略 (削る)</p> <p>略</p>	<p>イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族</p> <p>(2) 略</p> <p>9 略 (開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略 (開示決定等の通知)</p> <p>第11条 略</p> <p>様式第1号（第9条関係） 略 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証</p> <p>略</p> <p>様式第10号（第18条関係） 略 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証</p> <p>略</p> <p>様式第16号（第23条関係） 略 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証</p> <p>略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

教育委員会規則

長崎県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和7年3月28日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第2号

長崎県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号、以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、長崎県教育職員免許状再授与審査会（以下、「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他長崎県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が招集することができないときは、教育長が招集することができる。

2 審査会の会議は、公開しない。

3 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審査会の会議に出席し、又はその議決に加わることができない。

(参考人)

第5条 審査会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、県教育庁働きがい推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は令和7年4月1日から施行する。

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第3号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係） ア) 高等学校					別表第1（第2条関係） ア) 高等学校				
名称	本校・分校	位置	課程	学科	名称	本校・分校	位置	課程	学科
略					略				
長崎県立島原高等学校		島原市	全日制	普通科 文理探究科	長崎県立島原高等学校		島原市	全日制	普通科 理数科 文理探究科
略					略				
長崎県立大村高等学校		大村市	全日制	普通科 家政科 文理探究科	長崎県立大村高等学校		大村市	全日制	普通科 家政科 数理探究科 文理探究科

略		平戸市	全日制	普通科	文理探 究科
長崎県立猶興 館高等学校					
略					

略		平戸市	全日制	普通科	理数科 文理探究科
長崎県立猶興 館高等学校					
略					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第7号

令和4年長崎県公安委員会告示第47号（乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について）及び令和6年長崎県公安委員会告示第9号（乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について）は、廃止する。

令和7年3月28日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

長崎県公安委員会告示第8号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、東彼杵町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和7年3月28日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
町営バスセンター	東彼杵町彼杵宿郷483番地先	東彼杵町と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（乗車定員11人未満）（「東彼杵町デマンド交通どこっ茶バス」と明示された車両）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和7年3月13日付け関係者間で合意
彼杵駅前	東彼杵町蔵本郷1750番地5先			
総合会館前（大村方面）	東彼杵町彼杵宿郷706番地5先			
総合会館前（川棚方面）	東彼杵町彼杵宿郷747番地2先			
彼杵本町（川棚方面）	東彼杵町蔵本郷1836番地先			
彼杵本町（バスセンター方面）	東彼杵町蔵本郷1830番地2先			
東彼杵中学校前（川棚方面）	東彼杵町蔵本郷1620番地2先			
東彼杵中学校前（バスセンター方面）	東彼杵町蔵本郷1627番地6先			
江頭（バスセンター方面）	東彼杵町彼杵宿郷816番地7先			
江頭（中岳方面）	東彼杵町彼杵宿郷768番地先			

彼杵名切（バスセンター方面）	東彼杵町彼杵宿郷1081番地先		
彼杵名切（中岳方面）	東彼杵町彼杵宿郷1046番地先		
千綿宿（バスセンター方面）	東彼杵町千綿宿郷1241番地1先		
千綿宿（中岳方面）	東彼杵町千綿宿郷1067番地先		
瀬戸（バスセンター方面）	東彼杵町瀬戸郷1192番地1先		
瀬戸（中岳方面）	東彼杵町瀬戸郷1303番地1先		
千綿駅前（バスセンター方面）	東彼杵町平似田郷753番地2先		
千綿駅前（中岳方面）	東彼杵町平似田郷749番地1先		
小音琴（大村方面）	東彼杵町小音琴郷2285番地先		
小音琴（川棚方面）	東彼杵町小音琴郷2285番地先		
浦漁港	東彼杵町大音琴郷93番地先		
音琴宮下（大村方面）	東彼杵町大音琴郷342番地1先		
音琴宮下（川棚方面）	東彼杵町大音琴郷165番地1先		
口木田（大村方面）	東彼杵町口木田郷805番地1先		
口木田（川棚方面）	東彼杵町口木田郷177番地1先		
島田（大村方面）	東彼杵町蔵本郷1586番地1先		
島田（川棚方面）	東彼杵町蔵本郷375番地1先		
江の串（大村方面）	東彼杵町平似田郷1076番地7先		
江の串（川棚方面）	東彼杵町里郷2183番地2先		
里（大村方面）	東彼杵町里郷1963番地1先		
里（川棚方面）	東彼杵町里郷1982番地先		
才貫田（大村方面）	東彼杵町里郷575番地3先		
才貫田（川棚方面）	東彼杵町里郷570番地2先		

長崎県病院企業団条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

長崎県病院企業団条例第3号

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
第1欄 (名称)	第2欄 (位置)	第3欄 (診療科目)	第4欄 (病床数)	第5欄 (病院に併設する施設)	第6欄 (附属診療所)	第1欄 (名称)	第2欄 (位置)	第3欄 (診療科目)	第4欄 (病床数)	第5欄 (病院に併設する施設)	第6欄 (附属診療所)
長崎県 精神医療 センター	略					長崎県 精神医療 センター	略				
長崎県 島原病院	略					長崎県 島原病院	略				
長崎県 五島中央 病院	略	略	264床		略	長崎県 五島中央 病院	略	略	304床		略
長崎県 富江病院	略					長崎県 富江病院	略				
長崎県 上五島病 院	略	内科、精神 科、脳神経 内科、呼吸 器内科、消 化器内科、 循環器内 科、腎臓内 科、小児 科、外科、 整形外科、 脳神経外 科、皮膚 科、泌尿器 科、産婦人 科、眼科、 耳鼻いんこ う科、リハ ビリテー ション科、 放射線科、 麻酔科	略	略	略	長崎県 上五島病 院	略	内科、精神 科、脳神経 内科、呼吸 器内科、消 化器内科、 循環器内 科、腎臓内 科、小児 科、外科、 整形外科、 脳神経外 科、皮膚 科、泌尿器 科、産婦人 科、眼科、 耳鼻いんこ う科、リハ ビリテー ション科、 放射線科	略	略	略
長崎県 対馬病院	略	略	233床	略		長崎県 対馬病院	略	略	275床	略	
長崎県 上対馬病	略					長崎県 上対馬病	略				

院		院	
長崎県	略	長崎県	略
杵岐病院		杵岐病院	

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県病院企業団職員人材育成研修費貸与条例をここに公布する。

令和7年3月28日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

## 長崎県病院企業団条例第4号

長崎県病院企業団職員人材育成研修費貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、長崎県病院企業団病院（以下「病院」という。）に勤務する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対し、資格取得等に必要な研修資金（以下「研修費」という。）を貸与することにより、人材育成、医療の質の向上及び人材確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 企業長は、病院の経営に貢献できる資格等として別に定めるものを取得しようとする職員に対し、毎年度予算の範囲内で研修費を貸与することができる。

(貸与額等)

第3条 研修費の対象となる経費及びその貸与額は、企業長が別に定める。

2 研修費は無利子とする。

3 研修費の貸与を受けることができる期間は、資格取得等に必要な期間とする。

(連帯保証人)

第4条 研修費の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、研修費の貸与を受けた者（以下「研修生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し及び停止)

第5条 企業長は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消すことができる。

(1) 職員としての身分を失ったとき

(2) 心身上の理由により研修の継続が困難になったとき

(3) 研修先での学業又は研修の実績が著しく不良であるとき

(4) 研修中の指示に違反する行為、非行、その他の理由により研修生として適格でないと認められるとき

(5) 虚偽の申請その他不正な手段により貸与を受けたとき

(6) 研修費の貸与を受けることを辞退したとき

2 企業長は、研修費を貸与することが不相当と認める場合は、当該事由が生じた日の属する月から終了した日の属する月まで、研修費の貸与を行わないものとする。

(返還債務の当然免除)

第6条 企業長は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研修費の返還を免除するものとする。

(1) 資格等を取得した日の翌日から起算して5年間病院に在職したとき

(2) 前号に規定する期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(研修費の返還及び遅延利息)

第7条 研修生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与された研修費を次の各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に返還しなければならない。

(1) 研修費の貸与を取り消されたとき

(2) 認定試験において3回不合格となったとき

(3) 資格等を取得する前に職員としての身分を失ったとき

(4) 資格等を取得した日の翌日から起算して5年を経過しないうちに職員としての身分を失ったとき

2 正当な理由なく研修費を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.5%の割合をもって、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数により計算した遅延利息を支払わなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第8条 企業長は、研修生の死亡及び心身の故障（第6条第1項第2号に規定する場合を除く。）その他やむを得ない理由により、研修費の返還を免除することが適当と認めた場合は、前条の規定にかかわらず研修費の返還の全部又は一部を免除することができる。

(返還猶予)

第9条 企業長は、研修生が災害、疾病その他やむを得ない理由により研修費の返還が困難であると認められるときは、その事実が継続する期間、研修費の返還を猶予することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 長崎県病院企業団規程

長崎県病院企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年3月28日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

### 長崎県病院企業団管理規程第2号

長崎県病院企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程

長崎県病院企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成21年長崎県病院企業団管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第13条 職員の休暇の種類及びその取扱いについては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「<u>条例</u>」という。）に定める休暇の例による。</p> <p>2 企業長は、年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重したうえで、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし職員が、<u>条例第11条第3項の規定により年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。</u></p>	<p>(休暇)</p> <p>第13条 職員の休暇の種類及びその取扱いについては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）に定める休暇の例による。</p> <p>2 企業長は、年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重したうえで、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし職員が、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第11条第3項の規定により年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第15条 職員の勤務時間、休暇等に関しては、この規程に定めるもの及び特別に定めがある場合を除くほか、<u>条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）の例による。ただし、条例第11条第1項及び規則第8条中の「一の年」については、「一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」に読み替えるものとする。この場合、規則別表第1の適用に当たっては、「1月」を「4月」に、「2月」を「5月」に読み替え、以下順次同様に読み替えるものとする。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第15条 職員の勤務時間、休暇等に関しては、この規程に定めるもの及び特別に定めがある場合を除くほか、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）の例による。</u></p>

附 則（令和7年4月1日長崎県病院企業団管理規程第2号）

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(年次休暇の繰越しに関する特例措置)

2 第15条に基づく、次の表の左欄に掲げる場合における規則第8条の適用については、「年次休暇の20日」とあるのは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。

令和7年4月1日における年次休暇の繰越し	年次休暇（令和5年4月1日以前に新たに付与されたものを除く。）は、40日
令和8年4月1日における年次休暇の繰越し	年次休暇（令和6年4月1日以前に新たに付与されたものを除く。）は、40日

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年3月28日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

**長崎県病院企業団管理規程第3号**

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程

長崎県病院企業団財務規程（平成21年長崎県病院企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(伝票の整理及び編さん)</p> <p>第14条 1 略</p> <p>2 伝票及び取引に関する証拠となるべき書類は、<u>長崎県病院企業団電子決裁実施規程に則して適切に管理、保存しなければならない。</u></p>	<p>(伝票の整理及び編さん)</p> <p>第14条 1 略</p> <p>2 伝票及び取引に関する証拠となるべき書類は、<u>それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。</u></p>
<p>(隔地払)</p> <p>第40条 1 及び 2 略</p> <p>3 <u>削除</u> 3 前項に規定する送金通知書の債権者への送達は、<u>出納取扱金融機関に行わせることができる。この場合、債権者の発した振替書等を添えて隔地払をするときは、送金通知書の送達を省略することができる。</u></p> <p>3 企業出納員は、住所不明等の事由により、送金通知書が返戻されたときは、返戻された事由に基づき、速やかに、処理しなければならない。この場合において、送金通知書の記載事項を訂正する必要があるときは、第52条の規定に準じて訂正しなければならない。</p> <p>4 企業出納員は、前項により訂正をしたときは、当該送金通知書表面余白に「何年何月何日再送付」と朱記し、確認印を押印のうえ出納取扱金融機関に送付しなければならない。</p> <p>5 企業出納員は、隔地払の手続きをしたのち支払いをする必要がなくなった場合において、支払先の銀行等が支払未済であるときは、出納取扱金融機関に送金取消の旨を通知するとともに、第43条の規定に準じて返納の手続きをとらなければならない。</p>	<p>(隔地払)</p> <p>第40条 1 及び 2 略</p> <p>3 前項に規定する送金通知書の債権者への送達は、<u>出納取扱金融機関に行わせることができる。この場合、債権者の発した振替書等を添えて隔地払をするときは、送金通知書の送達を省略することができる。</u></p> <p>4 企業出納員は、住所不明等の事由により、送金通知書が返戻されたときは、返戻された事由に基づき、速やかに、処理しなければならない。この場合において、送金通知書の記載事項を訂正する必要があるときは、第52条の規定に準じて訂正しなければならない。</p> <p>5 企業出納員は、前項により訂正をしたときは、当該送金通知書表面余白に「何年何月何日再送付」と朱記し、確認印を押印のうえ出納取扱金融機関に送付しなければならない。</p> <p>6 企業出納員は、隔地払の手続きをしたのち支払いをする必要がなくなった場合において、支払先の銀行等が支払未済であるときは、出納取扱金融機関に送金取消の旨を通知するとともに、第43条の規定に準じて返納の手続きをとらなければならない。</p>
<p>(入札の公告)</p> <p>第127条 契約担任者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して、少なくとも10日前に、長崎県公報又は新聞紙への掲載、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る入札の公告は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間（長崎県病院企</p>	<p>(入札の公告)</p> <p>第127条 契約担任者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して、少なくとも10日前に、長崎県公報又は新聞紙への掲載、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る入札の公告は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間の3日前までに</p>

<p>業団の休日を含まない。)の前日までに行わなければならない。 2 略 3 略</p>	<p>行わなければならない。 2 略 3 略</p>																
<p>(入札保証金) 第128条 契約担任者は、一般競争入札に参加しようとする者に、その者が見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。</p>	<p>(入札保証金) 第128条 契約担任者は、一般競争入札に参加しようとする者をして、入札見積金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。</p>																
<p>(見積書の徴取等) 第140条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。 (1)~(5) 略 (6) 1件の予定価格が10万円を超えないもの(物件の売払いの場合を除く。) (7) 略</p>	<p>(見積書の徴取等) 第140条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。 (1)~(5) 略 (6) 1件の予定価格が3万円を超えないもの(物件の売払いの場合を除く。) (7) 略</p>																
<p>(落札決定の通知及び契約の締結) 第142条 略 2 契約担任者は、落札者に前項の規定により落札決定の通知をした日から起算して特別の理由がある場合を除き5日(長崎県病院企業団の休日を除く。)以内に契約保証金又はこれに代わる担保を納付、若しくは提供させて契約を締結しなければならない。</p>	<p>(落札決定の通知及び契約の締結) 第142条 略 2 契約担任者は、落札者に前項の規定により落札決定の通知をした日から7日以内に契約保証金又はこれに代わる担保を納付、若しくは提供させて契約を締結しなければならない。</p>																
<p>別表第1 (第19条関係) 長崎県病院企業団病院事業 勘定科目表 資産勘定 (資産)</p> <table border="1" data-bbox="127 1198 778 1451"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産</td> <td>有形固定資産</td> <td>略 建設仮勘定 略</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	固定資産	有形固定資産	略 建設仮勘定 略	(削除)	<p>別表第1 (第19条関係) 長崎県病院企業団病院事業 勘定科目表 資産勘定 (資産)</p> <table border="1" data-bbox="801 1198 1449 1451"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産</td> <td>有形固定資産</td> <td>略 建設仮勘定 略</td> <td>総係費</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	固定資産	有形固定資産	略 建設仮勘定 略	総係費
款	項	目	節														
固定資産	有形固定資産	略 建設仮勘定 略	(削除)														
款	項	目	節														
固定資産	有形固定資産	略 建設仮勘定 略	総係費														

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二二  
四一

印刷所  
長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト